（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第二項の規定に基づく金融庁長官が別に定める有価証券の貸付けを定める件の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第二項の規定に基づく金融庁長官が別に定める有価証券の貸付けを定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件の一部改正）

第三条　信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件（平成十八年金融庁告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条の二第一項第二号」を「第一条の三第一項第二号」に改める。

第二条中「第一条の二第一項第二号」を「第一条の三第二項第二号」に改める。

○総務省　林野庁　文部科学省　経済産業省　国土交通省　国税庁　厚生労働省　農林水産省　環境省　告示第一号

離島振興法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十号）附則第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針を定めたので、同条第二項の規定に基づき公表する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針

１．序文

離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）に基づく離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）は75地域が指定されており、254島を数える有人離島（平成25年３月現在）の面積は5,206平方キロメートル、人口は約39万人（平成22年国勢調査）である。これらの離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

昭和28年の法の制定以来、離島地域においては国及び地方公共団体が離島振興計画等に基づき離島振興施策を実施してきており、離島地域の基礎条件の改善等に一定の成果をあげてきた。

一方、離島地域は、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤、生活環境等に関する地域格差が課題となっている。さらに、離島地域の人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にある。

このような中、第180回国会において離島振興法の一部を改正する法律（平成24年法律第40号。以下「改正法」という。）が成立し、法の目的規定に地域間の交流や離島における定住の促進等が明記されたほか、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化などソフト施策等に関する配慮規定等が定められた。また、国は、必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、実施する責務を有する旨が明示されたところである。

離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針（以下「離島振興基本方針」という。）は、改正法の趣旨を踏まえた離島の振興の在り方を示すものとして国が新たに策定するものであり、離島の振興の意義及び方向、国の支援の基本的考え方、離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項及び離島の振興に関するその他の事項について定めるものである。都道府県は、離島振興基本方針に基づき、市町村が作成する離島振興計画の案をできる限り反映しつつ、改正法の趣旨を踏まえた離島の振興の施策を具体的に記載するものとして離島振興計画を定めることとなる。

２．離島の振興の意義及び方向

国、都道府県、市町村等は、以下に示す離島の振興の意義及び方向を踏まえ、離島振興施策を推進していくものとする。

⑴　離島の振興の意義

離島地域は、人口減少や高齢化が進展し、無居住化が懸念される離島も増加している中、産業基盤、生活環境等に関する地域格差の是正など、取り組むべき様々な課題を抱えている。

このため、改正法の趣旨を踏まえ、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに定住の促進等を目的として、引き続き離島の振興のための特別の措置を講じていく必要がある。

また、離島はその立地条件、特色ある地域資源の賦存状況等から、以下に示すような国家的役割や国民的役割を担っている。

（国家的役割）

・我が国の領域、排他的経済水域等を保全するとともに、海洋資源の開発、利用及び保全に関する権利を確保する役割
・密航、薬物及び銃器の持込み等の防止における役割
・海洋資源を活用した実験・研究施設の場としての役割
・多様な文化の継承並びに歴史的遺産等の維持及び保存を行う場としての役割
・自然環境及び生態系の保護及び保全を行う場としての役割

（国民的役割）

・自然、文化等との触れ合いの場及び機会の提供という「癒しの空間」としての役割
・広大な水域から良質な食料を安定的に供給する場としての役割

離島がこれらの役割を安定的かつ継続的に担っていくためにも、定住の促進等を図っていくことが重要である。

⑵　離島の振興の方向

①　基本的な方向

離島地域において、定住の促進等を図っていくためには、その基礎条件の改善及び産業振興等に係る施策の推進が必要である。このため、自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上及び地域間の交流の促進という４つの観点から、離島地域の活力を維持及び向上させる措置について、個々の離島の実情を考慮しつつ、それぞれ以下に示す方向を基本に取組を推進することとする。